

業務方法書の変更について

独立行政法人農林漁業信用基金では、この度、「農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書」の変更認可を受けましたので、お知らせいたします。（令和2年3月25日認可。全て、令和2年4月1日から施行。）

変更後の業務方法書は、信用基金のホームページの以下からご覧になれます。

https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline2/kouhyou02.files/gyouho-kyoukan.pdf

I 法令改正に伴う変更

第198回国会（平成31年常会）において成立した国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第31号）により、独立行政法人農林漁業信用基金法の一部が改正され、独立行政法人農林漁業信用基金の業務として、

- ①木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）の規定に基づき、川上事業者、川中事業者及び川下事業者が、共同して木材の安定的な取引関係の確立を図るために行う事業に必要な資金の借入れについての債務保証
- ②当該事業に必要な資金調達を円滑にするための資金供給を行う都道府県に対する資金の貸付け

を行うことが追加されました。

これに伴い、林業信用保証業務において当該債務保証に係る保証料、当該資金の貸付業務の実施並びに当該貸付けに係る利率及び償還期限について記載したほか、漁業信用保険業務において規定の整備（第27条と別表5の号ズレ）を行いました。

II 農業信用保険業務の保険料率の見直し

農業信用保険業務の保険料率について、以下のとおり見直しを行いました。

①保証保険

ア 農業経営改善資金（農業改良資金及び青年等就農資金を除く。）の保険料率について、借入者の信用リスクに応じて低、中及び高の3区分の保険料率を導入する。

イ 農業施設資金及び農業運転資金の保険料率について、基本料率を現行の平均適用料率から0.02%引き下げる。

また、農業運転資金のうち家畜等購入育成資金の保険料率について、農業運転資金の保険料率（0.18%又0.23%）のうち低い0.18%に設定する。

②融資保険

従来の取扱いどおり、保証保険の保険料率の1.5倍の水準に設定する。

③災害特例保険料率

各資金の料率の引下げに応じて見直す。

独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更 新旧対照表

変更後	変更前
(用語) 第3条 この業務方法書において使用する用語は、通則法、独立行政法人農林漁業信用基金法(平成14年法律第128号。以下「信用基金法」という。)、農業信用保証保険法(昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」という。)、林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号。以下「改善資金法」という。)、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。)、<u>木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号。以下「木材安定供給特措法」という。)</u>及び中小漁業融資保証法(昭和27年法律第346号。以下「融資保証法」という。))において使用する用語の例による。 (保険料) 第17条 保険料の額は、保険金額に別表1に定める保険料率を乗じて得た額とする。 (保証料) 第22条 保証料は、次の各号に掲げる場合ごとに、被保証債務の額に当該各号に掲げる保証料率を乗じて得た額とする。 (1) その保証に係る資金が、林業・木材産業改善資金である場合、暫定措置法第3条第1項の林業経営改善計画の認定を受けた者が造林若しくは育林を実施するのに必要な資金(林業経営改善計画の円滑な実施に資するものに限る。)である場合、<u>暫定措置法第4条第1項若しくは第2項の規定により認定を受けた合理化計画を実施するのに必要な資金である場合又は木材安定供給特措法第4条第1項の規定により認定を受けた事業計画を実施するのに必要な資金である場合</u> 年1.35パーセント以内 (2) 前号に掲げる場合以外の場合 年1.80パーセント以内	(用語) 第3条 この業務方法書において使用する用語は、通則法、独立行政法人農林漁業信用基金法(平成14年法律第128号。以下「信用基金法」という。)、農業信用保証保険法(昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」という。)、林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号。以下「改善資金法」という。)、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。)及び中小漁業融資保証法(昭和27年法律第346号。以下「融資保証法」という。))において使用する用語の例による。 (保険料) 第17条 保険料の額は、保険金額に別表1に定める保険料率を乗じて得た額とする。 (保証料) 第22条 保証料は、次の各号に掲げる場合ごとに、被保証債務の額に当該各号に掲げる保証料率を乗じて得た額とする。 (1) その保証に係る資金が、林業・木材産業改善資金である場合、暫定措置法第3条第1項の林業経営改善計画の認定を受けた者が造林若しくは育林を実施するのに必要な資金(林業経営改善計画の円滑な実施に資するものに限る。)である場合<u>又は</u>暫定措置法第4条第1項若しくは第2項の規定により認定を受けた合理化計画を実施するのに必要な資金である場合 年1.35パーセント以内 (2) 前号に掲げる場合以外の場合 年1.80パーセント以内

変更後

(都道府県への貸付業務)

第24条 信用基金は、都道府県に対して、信用基金が別に定める貸付要領により、暫定措置法第6条第1項第2号及び木材安定供給特措法第16条第1号に規定する資金の貸付けを行うものとする。

2 前項の貸付けに係る貸付金の利率及び償還期限は別表3のとおりとする。

(漁業信用基金協会への貸付け)

第27条 信用基金は、漁業信用基金協会に対して、信用基金が別に定める貸付要領により、信用基金法第12条第1項第9号に規定する資金の貸付けを行うものとする。

第28条 前条の貸付けに係る貸付金の利率及び償還期限は別表5のとおりとする。

別表1 農業信用保険業務の保険料率

保険種類	資金等区分		保険料率
保証保険	特定資金	農業経営改善資金	<u>年0.06%、年0.13%又は年0.18%</u> (災害特例あり)
		農業経営維持資金	年0.34%(災害特例あり)
	農業施設資金		<u>年0.18%</u> (災害特例あり)
	農業運転資金		<u>年0.18%又は年0.23%</u> (災害特例あり)
	農家経済安定施設資金		年0.09%
	農家生活改善資金		年0.21%
	農協保証債務		年0.18%
融資保険	特定資金	農業経営改善資金	<u>年0.09%、年0.20%又は年0.27%</u> (災害特例あり)
		農業経営維持資金	年0.51%(災害特例あり)
	農業施設資金		<u>年0.27%</u> (災害特例あり)
	農業運転資金		<u>年0.27%又は年0.35%</u> (災害特例あり)

(注)

(1)～(8) (略)

(9) 農業経営改善資金(農業改良資金及び青年等就農資金を除く。))に係る保険料率は、資金等区分に対応する保険料率のうち、農業者等の決算書等を基に、信用基金が別に定める農業経営診断手法を用いて算定される推計デフォルト率に応じた保険料率を適用する。

変更前

(都道府県への貸付業務)

第24条 信用基金は、都道府県に対して、信用基金が別に定める貸付要領により、暫定措置法第6条第1項第2号に規定する資金の貸付けを行うものとする。

2 前項の貸付けに係る貸付金の利率及び償還期限は別表3のとおりとする。

(漁業信用基金協会への貸付け)

第27条 信用基金は、漁業信用基金協会に対して、信用基金が別に定める貸付要領により、信用基金法第12条第1項第8号に規定する資金の貸付けを行うものとする。

第28条 前条の貸付けに係る貸付金の利率及び償還期限は別表5のとおりとする。

別表1 農業信用保険業務の保険料率

保険種類	資金等区分		保険料率
保証保険	特定資金	農業経営改善資金	<u>年0.18%</u> (災害特例あり)
		農業経営維持資金	年0.34%(災害特例あり)
	農業施設資金		<u>年0.22%</u> (災害特例あり)
	農業運転資金		<u>年0.26%</u> (災害特例あり)
	農家経済安定施設資金		年0.09%
	農家生活改善資金		年0.21%
	農協保証債務		年0.18%
融資保険	特定資金	農業経営改善資金	<u>年0.27%</u> (災害特例あり)
		農業経営維持資金	年0.51%(災害特例あり)
	農業施設資金		<u>年0.42%</u> (災害特例あり)
	農業運転資金		<u>年0.39%</u> (災害特例あり)

(注)

(1)～(8) (略)

(新設)

変更後		変更前	
(10) 農業経営改善資金のうち農業改良資金及び青年等就農資金に係る保険料率は、資金等区分に対応する保険料率のうち高位の保険料率を適用する。 (11) 農業運転資金に係る保険料率は、資金等区分に対応する保険料率のうち、家畜等購入育成資金(牛、馬、めん羊、山羊、豚及び家きん類等の購入又は育成に必要な資金をいう。以下同じ。)にあつては低位の保険料率、それ以外の資金にあつては高位の保険料率をそれぞれ適用する。 (12) 保険料率のうち災害特例は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項の規定により激甚災害として指定された災害その他の災害であつて、基金協会の申請に基づき信用基金が当該災害特例を適用することが必要と認めたものにより被災した農業者等がその農業経営の再建を図ろうとする場合(農業経営改善資金にあつては、本災害特例の適用により、(9)の規定により当該農業者等に適用されるべき保険料率よりも低位の保険料率となる場合に限り。)に適用する。その水準については、被災した農業者等の農業経営の再建を図るために必要な資金に関して各基金協会が適用する基本の保証料率からの引下げ幅又は各融資機関が適用する基本の貸付利率からの引下げ幅に応じて、次のとおりとする。なお、農業運転資金に係る保険料率は、資金区分に対応する保険料率のうち、家畜等購入育成資金にあつては低位の保険料率、それ以外の資金にあつては高位の保険料率をそれぞれ適用する。		(新設) (新設) (9) 保険料率のうち災害特例は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項の規定により激甚災害として指定された災害その他の災害であつて、基金協会の申請に基づき信用基金が当該災害特例を適用することが必要と認めたものにより被災した農業者等がその農業経営の再建を図ろうとする場合に適用する。その水準については、被災した農業者等の農業経営の再建を図るために必要な資金に関して各基金協会が適用する基本の保証料率からの引下げ幅又は各融資機関が適用する基本の貸付利率からの引下げ幅に応じて、次のとおりとする。	
ア 保証保険		ア 保証保険	
資金区分		保険料率の災害特例	
		基本の保証料率からの引下げ幅が30%以下の場合	基本の保証料率からの引下げ幅が30%を超える場合
特定資金	農業経営改善資金	年0.13%	年0.05%
	農業経営維持資金	年0.24%	年0.10%
農業施設資金		年0.13%	年0.05%
農業運転資金		年0.13%又は年0.16%	年0.05%又は年0.07%
資金区分		保険料率の災害特例	
		基本の保証料率からの引下げ幅が30%以下の場合	基本の保証料率からの引下げ幅が30%を超える場合
特定資金	農業経営改善資金	年0.13%	年0.05%
	農業経営維持資金	年0.24%	年0.10%
農業施設資金		年0.15%	年0.07%
農業運転資金		年0.18%	年0.08%

変更後				変更前			
イ 融資保険				イ 融資保険			
資金区分		保険料率の災害特例		資金区分		保険料率の災害特例	
		基本の貸付利率からの引下げ幅が30%以下の場合	基本の貸付利率からの引下げ幅が30%を超える場合			基本の貸付利率からの引下げ幅が30%以下の場合	基本の貸付利率からの引下げ幅が30%を超える場合
特定資金	農業経営改善資金	年0.20%	年0.08%	特定資金	農業経営改善資金	年0.20%	年0.08%
	農業経営維持資金	年0.36%	年0.15%		農業経営維持資金	年0.36%	年0.15%
農業施設資金		年0.20%	年0.06%	農業施設資金		年0.23%	年0.11%
農業運転資金		年0.20%又は年0.24%	年0.08%又は年0.11%	農業運転資金		年0.27%	年0.12%
別表3 林業信用保証業務の都道府県への貸付けに係る貸付金の利率及び償還期限				別表3 林業信用保証業務の都道府県への貸付けに係る貸付金の利率及び償還期限			
項目 種類		利率	償還期限	項目 種類		利率	償還期限
暫定措置法第6条第1項第2号及び木材安定供給特措法第16条第1号に規定する資金の貸付け		年1%以内	10年以内	暫定措置法第6条第2号に規定する資金の貸付け		年1%以内	10年以内
別表5 漁業信用保険業務の漁業信用基金協会への貸付けに係る貸付金の利率及び償還期限				別表5 漁業信用保険業務の漁業信用基金協会への貸付けに係る貸付金の利率及び償還期限			
項目 種類		利率	償還期限	項目 種類		利率	償還期限
信用基金法第12条第1項第9号に規定する資金の貸付け		年3%以内	5年以内	信用基金法第12条第1項第8号に規定する資金の貸付け		年3%以内	5年以内

附 則

- 1 この業務方法書の変更は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 別表1の変更の施行前に成立している保険関係に係る保険料率については、なお従前の例による。